

証券ビジネスの役割と社会的責任

大和証券グループの主要事業である証券ビジネスは、企業や政府の資金調達のニーズと、さまざまな投資家の資金運用のニーズを結びつけるという社会的役割を担っています。

資金調達サイドにおいては、株式・債券などの有価証券の発行や証券化商品の組成などを通して、企業の設備投資や研究開発資金、国や地方自治体、国際機関・公共法人などの事業資金の調達ニーズに対して、アドバイスや資金調達実行のサポートをしています。

資金運用サイドにおいては、個人・法人や機関投資家・年金基金などの資金運用ニーズに対して、適切な投資情報、アドバイス、多様な金融商品およびサービスを総合的に提供しています。

このように証券ビジネスは、主に金融・資本市場を介して資金の需要と供給を結びつけることによって円滑なお金の流れをつくり出し、社会的課題を解決する事業や新たな技術などに資金を回すことで、持続可能な発展に貢献するという役割と社会的責任を担っています。

当社グループでは、企業の株式投資に際して、財務情報のみならず環境面や社会面の取組みなど、企業の社会的責任(CSR)も評価に加味する投資手法を推進しています。また、近年は、社会的責任投資(SRI)の1つとして、社会的課題を解決するために、より直接的で即効性のある投資を行なう「インパクト・インベストメント」と呼ばれるコンセプトの金融商品の推進に注力しています。経済的な利益追求と同時に、社会的課題の解決を図るこれら商品の組成・販売により、金融機関の立場から社会への貢献を図っています。

社会的課題解決に向けて 金融の果たすべき使命

企業は、持続可能な社会の実現に向けてこれまで以上に極めて重要な役割を担うようになっていきます。特に、金融機関は、主要業務である金融の機能を通じて、持続可能な社会づくりに貢献するという社会的使命を担っています。当社グループは、公正で活力のある金融・資本市場を維持・発展させていくことに加え、金融に社会的な視点を組み込むことで、持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

2010年1月には、持続可能性と責任あるビジネスを約束する企業の政策形成のためのプラットフォームである、国連グローバル・コンパクト

(UNGC)に署名し、原則に則って事業活動を進めています。さらに、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において決定された、「持続可能な開発目標(SDGs)」についても配慮のうえ、取り組んでいきます。

●持続可能な社会の形成に向けた 金融行動原則(21世紀金融行動原則)

21世紀金融行動原則は、環境省の中央環境審議会の提言にもとづき、環境金融への取組みの輪を広げていく目的で、幅広い金融機関が参加した日本版環境金融行動原則起草委員会により策定された行動指針です。署名金融機関は自らの業務内容を踏まえ、ESGに配慮した取組みの実践に努めます。当社グループは、本原則の起草段階から積極的にかかわり、その枠組みづくりに主要な役割を果たしました。2011年11月に大和証券グループ本社、大和証券投資信託委託が署名しています。

機関投資家として責任ある行動

●大和証券投資信託委託の取組み

大和証券投資信託委託は、2014年5月に「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明し、スチュワードシップ責任の遂行に積極的に取り組んでいます。

2014年6月に公表した「投資先企業との建設的な対話の方針」にもとづき、投資先企業の状況の的確な把握と認識の共有、中長期の企業価値創造を目指して、対話を深めてきました。同方針にもとづく対話には3つの類型があります。

1つ目は、同社の議決権行使担当者が行なっている、コーポレート・ガバナンスに関する対話です。2014年度は約100件だった同対話の実施件数は、2015年度は約140件と、大幅に増加しました。また、議決権行使方針・基準については、投資先企業の企業価値向上、持続的成長に資するべく、対話から得られる知見や企業を取り巻く状況等を反映し、複数回にわたり改定を行ないました。

2つ目は、アナリストとファンドマネージャーのリサーチ活動を通じたエンゲージメントです。2015年度においては、約1,100件実施しました。同社の調査部では、アナリストが企業評価を実施する際の重要なポイントや、中長期の視点で

国際的イニシアティブへの署名

- ・国連責任投資原則(PRI)
- ・CDP
- ・国連グローバル・コンパクト(UNGC)
- ・21世紀金融行動原則

コーポレート・ガバナンスに関する対話

約100件(2014年度)

↓
約140件(2015年度)

※大和証券投資信託委託の実績

企業との対話に臨む際に考慮すべき論点を整理した『アナリスト・ハンドブック(「スチュワードシップ・コード」に関するアナリスト活動の手引き)』を作成し、実践しています。今後も、本ハンドブックをベースとした対話を重ね、エンゲージメントの一層の向上を図る方針です。

3つ目は、2015年6月に調査部、エクイティ運用部共同で立ち上げた「エンゲージメント・チーム」による対話です。同チームは、アクティブ運用において特に同社が注目している企業のなかから、企業価値向上の余地が大きいと判断される企業を選定して、より深いエンゲージメントを行っており、2015年度は15件のエンゲージメントを実施しました。企業の顧客、社員従業員、株主が中長期的にWin-Winの関係となる「三方良し」の実現を目指し、その活動をさらに充実させていく方針です。

なお、同社は、「スチュワードシップ活動の状況に関する報告」をウェブサイトで公表しています。同報告では、エンゲージメントの状況(方針、態勢、テーマ別件数等)、議決権行使の状況およびスチュワードシップ活動の向上策について記載しています。

クラスター爆弾製造企業への投資方針

大和証券投資信託委託は、2010年8月に発効した「オスロ条約(クラスター爆弾禁止条約)」を受け、条約批准国である日本の運用会社として、製造企業への投資その他の取扱いについて、基本原則で対応しています。原則の詳細は、同社ウェブサイトをご覧ください。

●大和住銀投信投資顧問の取組み

大和住銀投信投資顧問においても投資先との対話を一層強化し、スチュワードシップ責任を果たすための取組みを着実に進め、さらなる強化を図っています。

大和住銀投信投資顧問では、事業会社のマネジメント(代表取締役やCFO)とのミーティングを増やすことに取り組みました。同社では、企業とのエンゲージメントに関して従来から重点的に取り組んでおり、積極的に対話を重ねることにより、投資先企業のポテンシャルをビジネス成果につなげる働きかけを行ってきました。

機関投資家として、投資先に対してどうしたらポテンシャルを発揮できるのか、何か問題があった場合にはどう直し、再発を防止するのか。さまざまな機会を捉えて、問題点を提起して改善してもらうための働きかけを行なうことは、機関投資家としての責任であると同時に、資金を預けてくださるお客様に対する使命でもあると考えています。

なお、このような観点から、2016年度には独立性の高い社外取締役の招へいや、責任投資委員会の設置など、さらなる体制面の強化を図ることを決定しました。

Web

大和証券投資信託委託
大和証券投資信託委託>会社情報>当社のスチュワードシップ活動について

大和証券投資信託委託>会社情報>クラスター爆弾製造企業への投資その他の取扱いについて

Web

大和住銀投信投資顧問
大和住銀投信投資顧問>会社案内>責任ある投資家としての取組み>スチュワードシップ責任に関する活動>日本版スチュワードシップ・コードに関する当社の取組み